

# 大更駅前顔づくり【はちマルシェ2025】

## 募集要項

令和7年6月

大更駅前はちマルシェ2025実行委員会

## 1. イベントの目的

八幡平市では、子育て世代の支援を主な目的とした「8テラス（八幡平市交流複合施設）」を、令和8年4月のオープンを目指し、大更駅前建設中です。

8テラスには、屋内の遊び場としてネット遊具、チューブスライダー、障がいをお持ちの子どもも遊べるアスレチック遊具をはじめとした大型遊具のほか、花巻おもちゃ美術館監修の未就学児コーナー、乳幼児コーナーを設置。また、保育室を設け、一時預かり保育事業を実施し、市内のみに限らず、市外の子育てを行う家庭を支援することとしています。

また、8テラス周辺で飲食店を中心に新たに営業を開始する方向けに商業用地の分譲を行っています。8テラスを訪れた方々が駅周辺を回遊することで交流人口の増加による、にぎわいの創出に繋げることを目的としています。

子育てを行う家庭に、子育て支援の一部機能を体験してもらうことを目的として、令和5年10月14日に「はちマルシェ2023」を開催しました。天候にも恵まれ、八幡平市のみならず、県内全域から約2,400人の来場がありました。

令和6年10月19日に実施した「大更駅前はちマルシェ2024」は、天候に恵まれませんでした。令和5年同様に県内全域から約1,200人の来場がありました。

令和7年度の「大更駅前はちマルシェ2025」では、8テラスのオープンに向け、施設の持つ子育て支援機能の宣伝と、大更駅前が多様な使い方が可能なエリアであることを発信し、将来的なにぎわいの創出や魅力向上に繋げることを目的とします。

## 2. イベントの概要

### (1) 日時

令和7年10月18日（土） 10時から16時

### (2) 会場

① フーガの広場（Aエリア）

② 八幡平市西根総合支所駐車場（Bエリア）

※ 会場付近の道路については9時から17時まで車両通行止めとします。

### (3) 出店に係る使用条件について

#### ① Aエリア（フーガの広場）

車両乗り入れ	乗り入れ可能
電源設備	なし
給排水設備	要事前相談
備考	

#### ② Bエリア（八幡平市西根総合支所駐車場）

車両乗り入れ	乗り入れ可能
電源設備	なし
給排水設備	要事前相談
備考	

#### ③ 周辺のトイレの配置状況

大更駅、大更コミュニティセンター、フーガの広場

（多機能トイレは大更駅、大更コミュニティセンターに各1）

#### ④ 周辺の駐車場状況

大更駅西口駅前広場：54台（多目的3台）

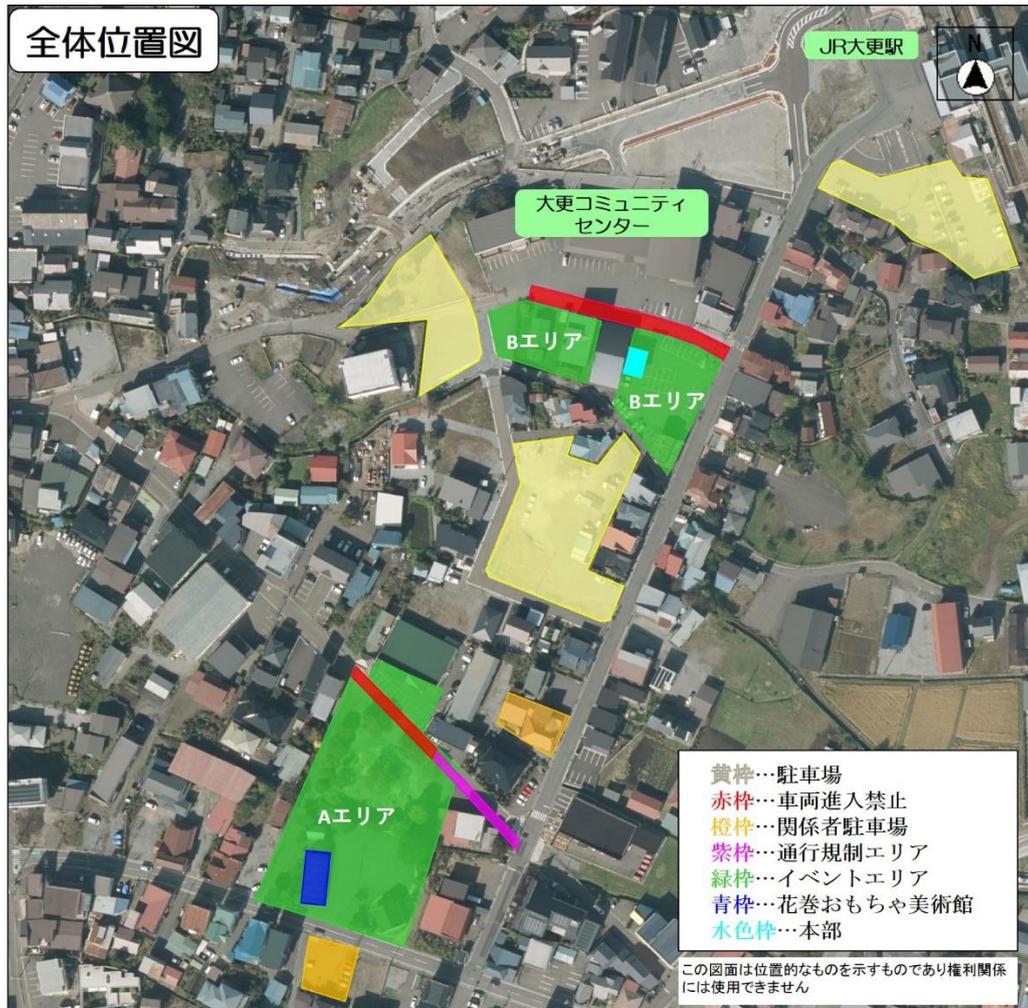
大更駅東口駅前広場：41台（多目的2台）

公共駐車場：49台（多目的4台）

臨時駐車場：80台

#### (4) その他

同日に、隣接する大更コミュニティセンターで、【大更コミュニティセンターまつり】が開催される予定です。



### 3. 参加条件

#### (1) 参加条件

今回のイベントへの参加にあたっては、8テラスのオープンに向け、施設の持つ子育て支援機能の宣伝と、大更駅前が多様な使い方が可能なエリアであることを発信し、将来的なにぎわいの創出や魅力向上に繋げるという趣旨に賛同いただけることを条件とします。

#### ① 出店料・使用料について

フーガの広場（Aエリア）：4,000円

八幡平市西根総合支所駐車場（Bエリア）：3,000円

※八幡平市内に本店のある方、八幡平市商工会に加入している方は無料とします。

※出店場所については希望どおりとならない場合があります。

## ②参加資格

- ・本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公益性<sup>※1</sup>を理解し、イベントエリアの魅力向上等の発信に協力できる方
- ・営業に関する必要な許認可・免許等を有する方
- ・メールや電話での連絡が可能な方

### ※1 公共性・公益性

- ・市民全体や不特定多数の利益のための社会貢献的な活動であること
- ・単に営利活動や収益事業であることだけでなく、エリアの魅力向上の向上に資する活動であること
- ・法令、条例、規則等に違反する活動ではないこと
- ・公序良俗に反する行為でないこと
- ・宗教的活動または政治的活動でないこと

## ③参加要件

- ・各業態の関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守すること
- ・万が一の事態に備えて保険等に参加すること
- ・出店内容の運営について責任をもって実施すること
- ・政治、宗教活動に該当しないこと
- ・寄付金の募集、募金活動、勧誘行為ではないこと
- ・通行者(車)や周辺住民等に危害や迷惑を与える恐れのある行為ではないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員<sup>※2</sup>の利益につながる出店ではないこと

※2 以下のいずれかに該当する方は参加できません。許可後に判明した場合は確認された時点で許可を取り消します。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）もしくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、反社会的勢力である者（以下「暴力団等」という。）
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）
- ・暴力団等や密接関係者が経営等を支配し、もしくは関与していることが明らかな者
- ・暴力団等や密接関係者と同一生計にある者
- ・暴力団等や密接関係者に関与している団体等に参加していることが明らかな者

## 4. 募集方法

### (1) 申込方法

郵送またはメールで提出書類を実行委員会まで提出してください。資料到着後、3日以内に到着の旨、ご連絡いたします。到着連絡がない場合は、お手数ですがお電話にてご連絡をお願いいたします。

#### ●提出書類

出店申請書（様式1）

営業許可書の写し

身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど顔がわかるもの）

参加条件遵守の誓約書（様式2）

露店等の開設届出書（様式3）

出店者紹介に係る情報（別添1参照）

#### ●申込期限

1次提出期限：令和7年8月20日（水）

最終提出期限：令和7年9月5日（金）

●送付・提出先

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地  
八幡平市商工観光課内 はちマルシェ実行委員会事務局  
メールアドレス：taku-m@city.hachimantai.lg.jp

(2) 申込後の流れ

申込の採否について、9月中旬を目途にご連絡します。不足書類がある場合は、都度連絡させていただきます。

(3) 出店者広報について

出店者情報については、Instagramの公式アカウントにて紹介させていただきます。  
また、1次提出期限までに申込みのあった出店者については、チラシへの掲載を行う予定です。1次提出期限後、最終提出期限までに申込みのあった出店者についてはチラシへの掲載は行わず、SNSでの周知とする予定です。

5. 基本事項、出店条件

(1) 基本事項

①地域との合意形成

・地元住民や近隣店舗に不快感や嫌悪感を与える行為や活動は禁止です。

②歩行者、来場者及び沿線関係者への安全確保

・決められたエリア以外への什器の設置等を行わないでください。

③イベントに関する記録

・実行委員会にてイベント中の風景を写真等で記録し、各種報告や広報で使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

④広報活動

・実行委員会にて市ホームページを中心に情報発信を行います。

・出店者がSNS等で活動の広報やPRを投稿する際には「#はちマルシェ2025」をつけ、投稿をお願いいたします。

(2) 出店・撤去

①出店・撤去に関する注意事項

・使用した場所は原状復帰してください。

・開催中は申込者本人または団体メンバーが出店してください。

・開催時間内は1名以上が常駐し、来場者の対応を行うようお願いいたします。

・キャンセルする場合は、実行委員会が指定する期日までにご連絡ください。

・出店に係る必要機材（使用するテーブル・椅子など）は、出店者側で準備、設営及び撤収などを行ってください。

・出店場所は公共空間であることから準備及び撤去の作業は周辺の交通の妨げにならないよう十分に注意し、時間内に迅速な対応をお願いいたします。

・現地で発生したごみや排水等は、出店者により適正に処理してください。

②その他

・イベントエリア内に喫煙場所は設けません。喫煙ルールやマナーを守り、受動喫煙防止に努めるようお願いいたします。

・電源は出店者にて用意をお願いいたします。

### (3) 出品物

#### ①出店禁止物品

- ・盗品、コピー品、偽ブランド品など法令に抵触するもの
- ・来場者や他の出店者からの苦情の恐れのあるもの
- ・その他、提供するのに相応しくないと判断するもの

#### ②酒類の提供

- ・酒類の提供は可能です。ただし、取り扱いに関する許可等は出店者にて取得してください。
- ・国、県及び市からの各種規制や要請により、販売の制限や禁止措置が生じる可能性があります。
- ・20歳未満や車を運転する方への酒類の提供は、法律により禁止されています。実行委員会でも注意喚起を行います。出店者においても注意喚起を明示するようお願いします。

#### ③出店物の管理

- ・出店物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万一の盗難や事故等に対する補償については、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ・出店物に対するクレーム等については出店者の責任において処理するものとし、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ・貴重品は各自で管理してください。

### (4) 緊急時の対応、事故、苦情対応

- ・会場内でけが、火災、事故、事件、盗難等のトラブルが発生した場合、出店者は速やかに通報してください。
- ・実行委員会でトラブルの現地情報を確認しますので、トラブルが発生した際は実行委員会へ必ず報告してください。
- ・実行委員会は、会場内での事故・損害等について、主催者の故意、または重大な過失に基づくことを除き、一切の責任を負いません。
- ・出店中に発生した第三者への損害などの人的被害や出店場所における公共物の破損等の物的損害に対する全ての賠償責任は出店者に帰属しますので、当事者である出店者の責において処理をしてください。
- ・クレームは出店者により適切に対応するとともに速やかに実行委員会へ報告してください。
- ・出店時において、出店者又は出店者の従業員等が損害を受けても、実行委員会は一切責任を負いません。
- ・不測の事故、災害等により出店が不可能となった場合に生じた損害の補償は致しません。

### (5) 感染防止対策

- ・感染防止対策のため、出店の形態に応じて、業種ごとのガイドライン等を参考に、感染防止対策を自主的に進めていただきますようお願いします。
- ・出店時の感染拡大状況を踏まえ実行委員会より事前に対策を確認するとともに、特段の対策をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

(6) 悪天候、自然災害の対応

- 雨天等による出店中止の判断は各自でお願いします。なお、中止する場合は実行委員会にできるだけ早くご連絡ください。
- 暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令され、人命の危険や事故の恐れがある場合はイベントを中止します。延期はありません。
- 天候回復等により出店可能と思われる場合は、出店者、来場者の安全が十分確保されると判断したうえで、実行委員会へ連絡・確認してください。
- 地震等の自然災害で人命の危険や事故の恐れがある場合はイベント開催中であっても中止します。延期はありません。